

(2) 校歌について

令和3年11月4日付け通知により新たに校歌を作成する旨、報告しておりましたが、「加美町立鳴峰中学校校歌作成委員会」を設置して、作詞の部分を検討することとなりました。

加美町立鳴峰中学校校歌作成委員会設置要領

(設置)

第1条 加美町立鳴峰中学校の校歌（以下「校歌」という。）を作成するため、加美町立鳴峰中学校校歌作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 校歌の作成に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、校歌の作成に関し必要があると認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- (1) 小野田中学校及び宮崎中学校の校長
- (2) 小野田中学校及び宮崎中学校を代表する生徒
- (3) その他教育長が必要と認める者

附 則

この要領は公布の日から施行する。